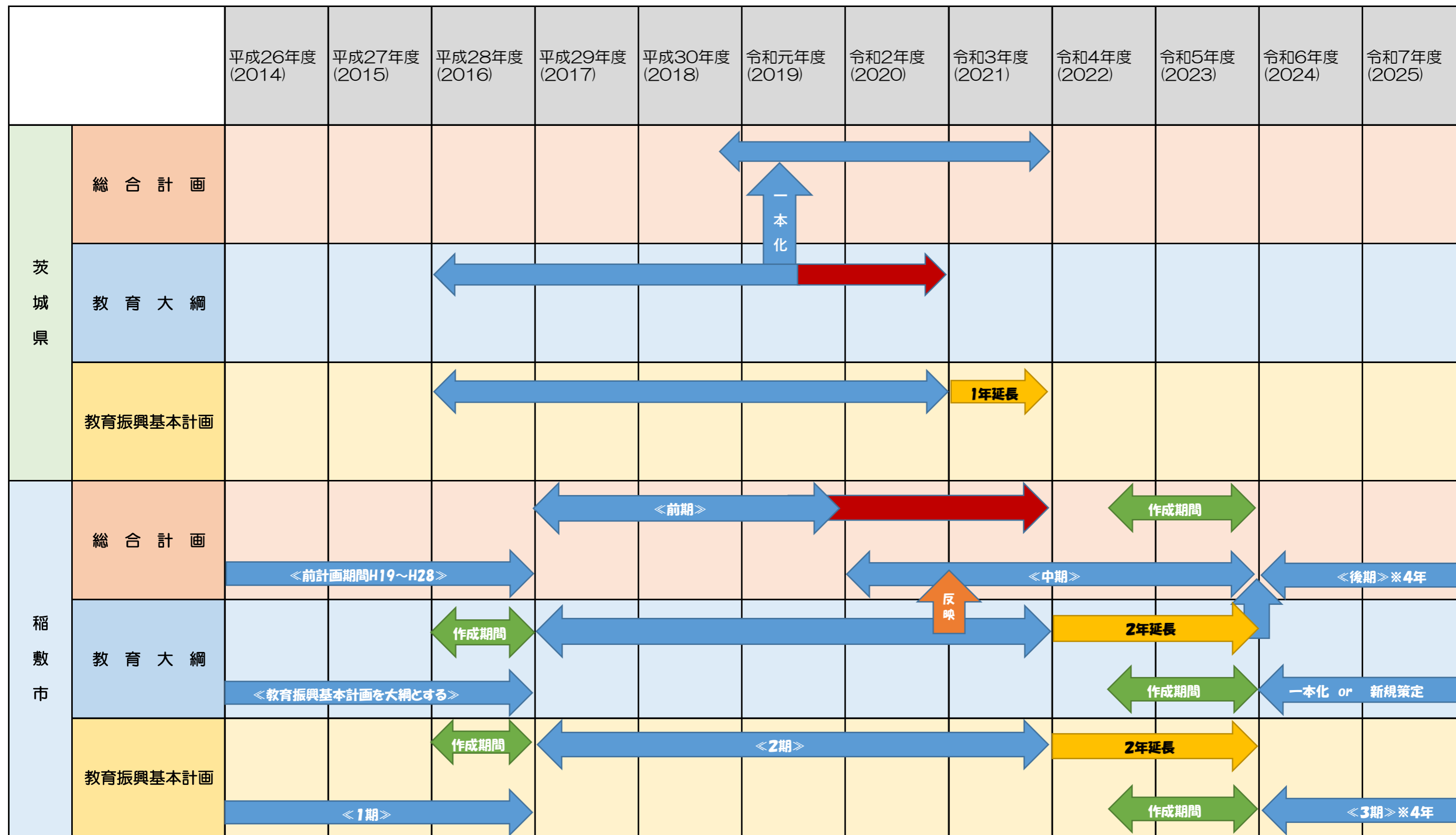


教育大綱作成における各計画との整合性について



※教育大綱：地方公共団体の長が策定し、期間は4～5年。

※教育振興基本計画：地方公共団体は政府の作成する教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。